

労働安全衛生規則等の省令が改正されました。

有機溶剤中毒予防規則

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令82号)
改正法令の追加項目である疾病・症状・使用すべき保護具等の掲示が義務付けられました。

有機溶剤等使用の注意事項	
有機溶剤中毒予防規則第24条に定める所	
有機溶剤名	
1. 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病的種類及びその症状	
疾患の種類	
症 状	
2. 有機溶剤等の取扱い上の注意事項	
(1) 有機溶剤等を入浴した浴槽で使用しないものには、必ずふたをすること。 (2) 当日の作業に直前に必要な限り以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。 (3) できるだけ風上側で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸いをさせること。 (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に付れないようにすること。	
3. 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置	
(1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理者が当たるべき者に連絡すること。 (2) 中毒症状がある者を直ちに脱ぐさせ、できるだけ蒸気を吸った状態で身体の保湿に努めること。 (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。 (4) 中毒の症状がある者が呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして人工呼吸を行つこと。	
4. 次に掲げる場所にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない	
<input type="checkbox"/> イ. 第二十三条の第一項の許可に係る作業場 (同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)	
<input type="checkbox"/> ハ. 第二十九条の二第一項の許可に係る作業場であつて、第二十九条第二項の測定の結果の評定が第二十九条の八第一項の結果の第一一般理区分になかつた作業場及び第一一般理区分を越えて、第二十九条第一項の結果が異なる作業場	
<input type="checkbox"/> ハ. 第二十九条の二第一項の許可に係る作業場 (同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)	
<input type="checkbox"/> ニ. 第二十九条の二第一項の評定による評定結果、第三一般理区分に区分された場所、第二十九条の三の二、第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所 ヘ. 第二十九条第一項各号に掲げる義務を行つべき作業場 ト. 第二十九条第一項各号に掲げる義務を行つべき作業場	
(有機溶剤中毒予防規則より)	
使用すべき呼吸用保護具	
<input type="checkbox"/> 有機ガス用防毒マスク <input type="checkbox"/> 有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 <input type="checkbox"/> 送気マスク <input type="checkbox"/> 空気呼吸器(緊急時)	



関連品

腕章



847-601

短冊型指名標識



813-31



813-33

390-01 **NEW**

該当する作業や使用すべき保護具に
 チェックマークを入れてご使用ください。

サイズ：600×450mm
材質：エコユニボード(穴4スミ)

関連法令

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令91号)

化学物質管理者の選任
(安衛則第12条の5関係)

化学物質 管 理 者 の 職 務	
1. ラベル表示及び安全データシート(SDS)交付に関する事 2. リスクアセスメントの実施に関する事 3. リスクアセスメント結果に基づく露防護措置の内容及び実施に関する事 4. リスクアセスメント対象物を削除する労働災害が発生した場合に対する措 5. リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに労働者への周知に関する事 6. リスクアセスメントの結果等に基づく露防護措置が適切に実施されるよう監視するための監査の実施に関する事 7. 労働者に対する労働災害の防止に関する知識の周知に関する事 8. 労働災害に際して労働者の意見を聴取する事 9. 労働災害に際して労働者の意見を聴取する事	
化学 物 質 管 理 者 氏名	

808-34 **NEW**

サイズ：600×450mm
材質：エコユニボード(穴4スミ)

選任が必要な事業場

- リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場(業種・規模要件なし)
- 個別の作業現場毎ではなく、工場、店舗、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- 化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、必要な権限を与えるとともに、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知せなければなりません

保護具着用管理責任者の選任
(安衛則第12条の6関係)

保護具着用 管 理 責 任 者 の 職 務	
1. 保護具の適正な選択に関する事 2. 労働者の保護具の適正な使用に関する事 3. 保護具の保守管理に関する事	
保護具 着用 管 理 責 任 者 氏名	

808-35 **NEW**

サイズ：600×450mm
材質：エコユニボード(穴4スミ)

選任が必要な事業場

- リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場
- 保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、必要な権限を与えるとともに、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない

令和6年
4月1日
施行